

【委員会記録】

藤田委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。(10時42分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査について及び所管事項説明聴取についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

お諮りいたします。議事の進行につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の延長・改正に関する所管事項について、理事者から説明等を受け、次に当委員会に係る付議事件について、理事者から説明等を受けた後、一括して質疑を行うこととして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、まず過疎地域自立促進特別措置法の延長・改正に関する所管事項について、理事者から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【所管事項及び重点事業の説明】(資料①)

【報告事項】

- 新過疎対策戦略会議の設置について(資料②)

石井地域振興総局長

地域振興総局長の石井でございます。

所管事務につきまして、お手元にお配りいたしております過疎・人権対策特別委員会説明資料によりまして、御説明させていただきます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。

過疎・人権対策特別委員会に係る歳入歳出予算の総括表でございます。政策創造部の平成24年度当初予算の総額は、50万円となっております。

次に2ページをお開きください。

政策創造部における過疎・人権対策関係の組織図を記載いたしております。市町村課集落再生室が担当いたしており、担当職員は併任職員1名を含め9名でございます。市町村課集落再生室の事務分掌につきましては3ページに記載のとおりでございます。

次に4ページをお開きください。

平成24年度当初予算の状況についてでございます。市町村課集落再生室関係でございますが、地域振興対策費の摘要欄①過疎等振興費の50万円は、新しい過疎対策に必要な制度改革や支援制度を示す徳島からの提言について、検討を進めるための新過疎対策戦略会議等を開催する経費でございます。

以上が、政策創造部関係の平成24年度一般会計予算案の概要でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

政策創造部関係の重点事業につきまして御説明申し上げます。過疎地域等の振興についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法延長・改正の動きを踏まえ、新過疎対策戦略会議を開催するなど地域のために必要な制度改革や支援策について、調査検討を行ってまいります。

以上で、政策創造部の過疎・人権対策関係の所管事務につきまして、御説明を終わらせていただきます。引き続きまして、この際、1点御報告申し上げます。

新過疎対策戦略会議の設置についてでございます。お手元の資料1「徳島からの提言」検討の組織体制についてをごらんください。

過疎地域における現状や現行過疎法の課題、新しい発想に基づく取り組みを本格的に展開していくための課題や改善点を把握し、新しい過疎対策に必要となる制度改革や支援制度について国に対する提言、要望を検討するため、知事を会長とし、過疎関係市町村長や学識経験者等からなる新過疎対策戦略会議及びその下部組織となる新過疎対策戦略調整部会、とくしま集落再生推進部会を設置いたしました。去る6月8日には第1回目の会議を開催し、過疎対策事業債の運用、過疎地域における雇用対策、シニア世代に的を絞った振興策などについて、御意見をいただいたところでございます。今後、新過疎対策戦略会議において検討を進め、県議会での御論議をいただきながら、徳島からの提言をとりまとめたいと考えております。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

藤田委員長

以上で、過疎地域自立促進特別措置法の延長・改正に関する所管事項の説明等は終わりました。

次に当委員会に係る付議事件につきまして、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料③)

【報告事項】

- 徳島県障害者雇用促進条例(案)の骨子について(資料④)

小谷保健福祉部長

今6月定例会に提出を予定しております過疎・人権対策関係の案件について御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、平成24年度一般会計補正予算案及びその他議案等といたしまして、平成23年度繰越明許費繰越計算書でございます。私のほうからは、一般会計の総括並びに保健福祉部関係について御説明させていただきますので、よろしく御説明申し上げます。

それでは、お手元に配付しております過疎・人権対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございます。総括表の一番下の計の欄に記載しておりますとおり、関係部局合計といたしまして9億6,810万6,000円となっており、保健福祉部のみで増額補正をお願いするものでございます。補正後の予算総額につきましては、379億9,421万8,000円となっております。財源につきま

しては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。また、括弧内の数字は今回補正額の財源の再掲となっております。

2ページをお開きください。

保健福祉部関係の部別主要事項の説明でございます。今回の補正予算につきまして、順次御説明させていただきます。

まず初めに、福祉こども局地域福祉課関係でございます。社会福祉総務費の摘要欄①のア、福祉・介護人材確保対策事業費 4,000 万円をお願いいたしております。これは、学生などを対象といたしました進路・就業相談や福祉・介護体験の機会を設けるとともに、施設・事業所などにおいて、就労年数や職域階層等に応じたスキルアップ促進のための研修等を実施し、福祉・介護人材の参入や定着の促進を図るものでございます。

続きまして、福祉こども局こども未来課関係でございます。児童福祉施設費の摘要欄①のア、保育所整備事業費補助金4億 9,340 万円につきましては、新たに6保育所の耐震改修や高層化等に対して、支援を行うものであります。

3ページをお願いいたします。

医療健康総局健康増進課関係でございます。公衆衛生総務費の摘要欄①のア、子どもはぐみ医療費補助金といたしまして、6,800 万円をお願いいたしております。これは、現下の厳しい経済情勢のもと、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進するため、乳幼児等はぐみ医療費助成制度の対象年齢を現在の小学3年生から小学校修了まで拡大することとし、あわせて子どもはぐみ医療費助成制度に改称するものであります。制度の開始予定は、10月1日と考えております。

4ページをお開きください。

医療健康総局長寿保険課関係でございます。老人福祉費の摘要欄①のア、地域支え合い体制づくり事業費 9,800 万円につきましては、市町村等が実施いたします日常的な支え合い活動の立ち上げ支援、また地域活動の拠点整備などの事業に対して助成を行うものでございます。②のア、介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費 9,549 万 7,000 円につきましては、グループホーム等を設置しようとする民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に要する経費について補助を行うものでございます。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金といたしまして、1億 7,320 万 9,000 円をお願いいたしております。これは、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用いたしまして、グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等を対象として、整備を支援するものでございます。

以上、医療健康総局長寿保険課合計といたしましては、3億 6,670 万 6,000 円の増額となっております。

以上から、保健福祉部関係では表の最下段に記載のとおり、補正前の額 366 億 7,191 万 2,000 円に対しまして、今回補正額9億 6,810 万 6,000 円の増額となっております。補正後における予算額は 376 億 4,001 万 8,000 円となっております。

続きまして、5ページをごらんください。

その他の議案等といたしまして、平成 23 年度繰越明許費繰越計算書でございます。福祉こども局こども未来課ほか2課で所管する3事業合計で、9,554 万円を繰り越しをいたしております。

以上が、6月定例会に提出を予定しております保健福祉部関係の案件でございます。
よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

酒池商工労働部長

この際、1点、御報告させていただきます。

お手元の資料2をごらんください。

徳島県障害者雇用促進条例(案)の骨子についてでございます。平成18年の県内民間企業の障害者雇用率が1.33%と全国最下位であったことを受け、県におきましては、これまでとくしま障害者雇用促進憲章の制定やとくしま障害者雇用促進行動計画の策定を通じ、障害者の雇用促進に向けて取り組んでまいりました。その結果、平成23年には全国平均の1.65%を若干上回る1.67%まで改善したものの、法定雇用率1.80%を達成できていない状況でございます。また現在、法定雇用率の来年度からの引き上げが検討されており、取り組みをより一層加速させていく必要があると考えております。このため、雇用する側はもとより、県民すべてが障害者雇用についての理解を深め、機運醸成を図ることが重要であるとの認識のもと、このたび障害者雇用促進条例を制定しようとするものでございます。

当条例におきましては、県、事業主、事業主団体及び県民それぞれが果たすべき役割を明確にし、関係機関が連携、協力いたしまして、職業教育・職業訓練の充実、県民等の意識啓発の拡大、県みずから率先した障害者の採用、関係機関と協力した啓発活動などに取り組み、県を挙げて施策を展開することで、障害者の働きたいという思いの実現を目指すものでございます。今後におきましては、県議会での御論議やパブリックコメントを経て、本年秋を目途に条例を制定してまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

藤田委員長

以上で説明及び報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり1日につき答弁を含め概ね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合または重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

川端委員

初めての委員会ということで、基本的な部分を少し確認したいというふうに思っております。

先ほど、石井総局長のほうから新過疎対策戦略会議についての御報告がございました。基本的なことということで、本県における過疎地域の現状について、どのようになっているかということを確認したいと思います。

窪集落再生室長

川端委員さんのほうから、本県における過疎地域の現状がどのようになっているのかという御質問をいただいております。過疎地域自立促進特別措置法いわゆる過疎法でございますけれども、これに基づきまして国が告示いたしまして、本県の過疎地域につきましては、市町村数で 54.2%に当たる 13 市町村が指定されているような状況でございます。全国の市町村に占める過疎市町村の割合というのは 45%でございますので、本県は全国と比較いたしますと、この割合が9ポイントほど高い状況でございます。なお、都道府県別の市町村数のうち、どれぐらいが過疎地域に指定されているかというふうな状況を全国で見てもみますと、本県は全国で 19 番目というふうなことでございます。この過疎地域にお住まいされている方は県人口のうち 16.3%でございます、これも全国の平均は 8.7%でございますので、高い状況というふうなことでございます。面積につきましても、過疎地域の 13 市町村の面積は県土の 72.5%、全国が 57%でございますので、これにつきましても全国平均を上回っております。

一方、本県過疎地域の特徴についてでございますが、人口の推移を見てもみますと、昭和 35 年から平成 22 年までの間に県全体の人口が約7%の減少になってございますけれども、過疎地域では約 54%、半数以上の減少というふうなこと、それから 65 歳以上の人口の割合につきましても 34.7%となっております、県平均の 24%を大きく上回る厳しい状況になっておるところでございます。

川端委員

全国と比べて大変過疎が進んだ県ということがよくわかりますが、それでは次に、この過疎法というのはどのような法律なんでしょうか。

窪集落再生室長

過疎法についての御質問をいただきました。現在の法律は過疎地域自立促進特別措置法、先ほど申し上げました名称でございますけれども、この法律につきましては昭和 45 年、1970 年に初めて制定されたものでございます。以来、10 年間の時限立法として4次にわたる立法措置がなされてきたところでございまして、現在の法は平成 12 年、2000 年に定められたものが、平成 22 年、2010 年4月に法期限を6年間延長、改正いたしまして、法期限を 28 年3月末という形で現在に至っております。

この過疎法につきましては過疎対策事業のよりどころというふうなことでございまして、法の目的でございますけれども、人口の著しい減少に伴いまして地域社会の活力が低下して、生産機能や生活環境の整備がほかの地域と比較して低い地域について、総合的な対策を実施するために特別な措置を講じることによって自立促進を図る、住民福祉の向上であるとか、雇用の拡大とか、地域格差の是正といったことに寄与することを目的としておるところでございます。法律による支援といたしましては、過疎市町村が法に基づいて策定いたします過疎地域自立促進計画に基づいて行う事業につきまして、過疎対策事業債いわゆる過疎債でございますが、この発行が認められており、これが大きな財政支援となっております。

川端委員

かなり早口で説明してくれますので、ちょっとついていけんところがあって、もう少しゆっくりわかりやすく説

明していただきたいと思います。特に数字が出たら、数字を追うだけでも大変な状況になりますので。

今、一応説明していただきましたが、過疎法は 1970 年から立ち上がっておって、10 年ごとに見直しておって、現在第 4 次の計画でやっておる。ですから、次の第 5 次の改正に向けて今準備しているというふうなことでよろしいんですか。それと第 5 次がいつから始まるかをもう一回ちょっと。

窪集落再生室長

失礼いたしました。今、委員のほうからございましたように、1970 年、昭和 45 年がスタートでございまして、10 年、10 年で延長、改正がなされてきました。1970 年、80 年、90 年、2000 年、平成 12 年のところまでで 3 回。この 12 年のところでさらに 10 年間の法律ができておりまして、これが現行の過疎地域自立促進特別措置法でございます。2000 年から 2010 年まで、ですから平成 12 年から 21 年度末まで、まずはこの 10 年間の法ができて、平成 21 年度末の法期限を迎える段階で 6 年間の延長がなされております。6 年間ですので平成 27 年度末まで延長がなされて、今ちょうどこの中にあるというふうなことでございます。現在の法は今申し上げましたように、平成 27 年度までというふうなことになっておりますので、委員おっしゃるとおり、これが次の期限なり、それから内容の見直しといったことに向けての検討というふうなことになってようかと思っております。

川端委員

平成 28 年度からの計画に向けて今は県から国への提言をどうするかというのを詰めているということですか。その検討の場がさっき説明のあった新過疎対策戦略会議で、この場で議論しているということですね。この議論をもって、平成 28 年度以降の計画に反映させたいということですか。

窪集落再生室長

今、委員のほうから現行法の今の状況について御質問いただきましたけれども、27 年度末までの法期限で今動いております。この現行法が実は平成 22 年の延長、改正のときに、3 年を目途にして必要な措置を講じるという衆議院と参議院の総務委員会の附帯決議がございまして、この 3 年目というのが平成 24 年に当たるわけでございます。ですから、法期限は現在のところ 27 年度末なんですけれども、3 年目の目途の見直しが 24 年度になるというふうなことで、これをひとつ目指して必要な検討を戦略会議のほうで実施していくというふうなことでございます。

川端委員

平成 24 年度からの見直しに向けて、ちょうどことしやっとなかなかないといけないということをやっているという説明ですね。なかなかわかりにくいので、また個別に勉強していきたいと思いますが、それでは前回の過疎法の期限切れが平成 22 年だったんですか。この際には県としてはどのように対応されたのか。また、我々の活動が法改正にどのように活かされたのかということをちょっと教えてもらえますか。

窪集落再生室長

前回の過疎法の期限を迎えた平成 21 年のときの状況についてでございます。法期限の3年前でございましたけども、平成 19 年の2月に全国に先駆けまして研究会を立ち上げてございます。県議会でも御議論いただきまして、過疎市町村長さん、県議会、県が国に対してさらなる過疎対策の必要性の提言を行っておるところでございます。

この結果、当初3年の延長と言われていたものが、2010 年から6年間の延長になったといったこと、それから、それまでの過疎対策事業債の対象につきましては、住民生活の基盤となります道路とか水道などのハード事業に限定されていたものを農林水産物の地域資源などを活用したコミュニティビジネスの起業であるとか、集落活性化などの人材の育成であるとか、地域医療の確保であるとかいったソフト事業にも使えるように用途の拡大が実現したところであります。

川端委員

提言を行って、ハードの整備が主だったのが、ソフトの事業も対象になったということですね。当委員会の付議事件というのは過疎対策自立促進特別措置法の延長・改正に関する調査ということで、ここで議論するのは何でもかんでもいいのかなとも思いながら、やっぱり法改正につながるような発言でなければいけないのかなというふうなことを感じました。

それでは、これからの過疎法の改正に向けて徳島県としては今どんなふうな対応をしておるのか、国の動きはどうかというあたりをもう一度確認したいと思います。

石井地域振興総局長

先ほど窪室長のほうから今回の見直しについて御説明申し上げたところでございますけれども、川端委員のほうからもちょっとわかりにくいというふうなこともございますし、少し整理してきちっと御説明を私のほうからもさせていただきたい、繰り返しになる部分があるとは思いますが、再度御説明させていただきたいというふうに思っております。

先ほど窪室長のほうから申し上げましたように、現行の過疎法につきましては、平成と 2000 年とで申し上げましたので、それもちょうとわかりにくい点なので、平成で御説明させていただきますけれども、平成 12 年に現在の過疎法が制定されまして、それが 10 年ということで平成 22 年に改正されまして、現行の過疎法となっているというふうなことでございます。その平成 22 年の過疎法につきまして、さらに6年間ということで平成 27 年度までという形でこの法律が6年間延長されている。これが現行の過疎法でございます。

それにつきまして、先ほども申し上げましたけども、衆参両議院の委員会におきまして、法が延長される際に3年を目途として見直し、検討をするというふうな附帯決議がされているというふうなことでございまして、それがちょうどことし平成 24 年度にあたるということでございまして、その時期にあわせて、その過疎法にかかわるさまざまな課題等の検討をして、国に対して徳島からの提言ということをやっているというふうなことでございます。ですから、法律につきましては法期限が到来いたします 27 年度ということでございますけれども、その中間点ということでこの 24 年度、当面それを目標にして検討していくというふうなことでございますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

川端委員

今の国の動きはわかりやすく整理ができたんですが、それでは県としてはどのように対応するのかというもう一つの質問に対しては、もう一回答弁していただきたいと思います。

窪集落再生室長

県の対応についての御質問をいただきました。県では今、総局長のほうから答弁がございましたように、24年に国の検討の動きというふうなことが出てきたときに、これに対応するために、実は6月8日に知事を会長として、過疎関係の市町村長さん、それから有識者の皆さん方で構成する新過疎対策戦略会議を設置したところでございます。今後、この新過疎対策戦略会議において検討を進めながら、県議会での御議論もいただきながら、来年の5月に県が行います徳島発の政策提言に検討状況を反映させてまいりたいと考えております。

検討の手法でございますけれども、きょうの委員会資料1にございます戦略会議の組織体制がございませけれども、新過疎対策戦略会議の下に2つの部会を設けてございまして、資料1の右下でございませけれども、とくしま集落再生推進部会、昨年からの集落再生プロジェクト、36の課題を作成しておりますけれども、こちらでの取り組みから出てくる具体的な課題の解決といったことをこちらの再生部会のほうから出していただき、また資料の左側でございませけれども、新過疎対策調整部会のほうで過疎法の運用、それから行政的な施策で必要になるものをそれぞれ親会の新過疎対策戦略会議のほうにお出しいただくような形で、議論を進めてまいりたいと考えているところでございます。

川端委員

我々議会の位置づけというのは、この中に出てこないわけで、このメンバーを見ても代表が出ているというわけではないんですが、そのあたりはどういうお考えなんですか。

窪集落再生室長

この戦略会議での議論につきましては、議会のほうにその開催の状況について御報告させていただきまして、それぞれのときに議会のほうで御議論いただいて、また戦略会議のほうで受けていくというふうな形でとりまとめを進めていきたいと考えております。

石井地域振興総局長

新過疎対策戦略会議の委員の選任ということで御質問をいただいたところでございます。杉本委員さんには林業の関係というふうなことで御参加いただいているところでございますけれども、委員の選任に当たりましては、過疎地域の市町村長さん、それから有識者ということで大学の先生方、また産業、福祉関係の代表の方々を選任させていただいたところでございまして、可能な限り県を挙げて取り組むという体制にさせていただいたところでございます。

県議会との関係ということでございますけれども、戦略会議及び両部会の検討内容等につきましては、冒頭

で私のほうからも御説明させていただきましたとおり、県議会でも御報告させていただき、また県議会におきましても御論議をいただきながら、徳島からの提言という形で取りまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解、御協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

川端委員

杉本先生が入っているのを私見てなくてわかりませんでした。だけど、それはあくまでも業界の立場ということで……

藤田委員長

小休いたします。(11時15分)

藤田委員長

再開いたします。(11時21分)

石井地域振興総局長

私の勉強不足と説明不足で大変御迷惑をおかけいたしました。平成22年の改正、延長に際しましては、来代過疎議連会長さん、岡本副委員長さんを初めといたしまして、県議会の皆様方にも非常にお世話になりまして、この改正、延長という成果を勝ち得たものというふうなことで、私もそのあたりにつきましては、十分理解をいたしておるところでございます。それにつきまして、私のほうで御説明が不足していた点につきましては、お詫び申し上げたいというふうに思います。

今回の検討に向けてということでございますけれども、先ほど来、委員の皆様の方から御示唆もいただいておりますけれども、直接かかわるということにつきましては市町村が、先ほども申し上げましたように、法に基づいて指定を受けて事業等を実施していく。そのための財政的なことを受けての支援ということが、この過疎法の大きな内容となっております。それにつきまして、どういった過疎対策の制度なり、そういったものが必要なかというふうなことを検討し、それを県一丸となって、県を挙げて、国のほうにも要望していくというふうなことが、この新過疎対策戦略会議の設置の目的でございますので、そういう観点で委員についても選定させていただき、またそういう点につきまして、県議会にも十分お諮りさせていただきながら、進めさせていただきたいというふうなことでございますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

川端委員

大体の形が最初思っていたのと随分違うなという感じがしますが、きょうの資料の戦略会議のメンバーと再生プロジェクトという冊子を2冊ほどいただきましたが、この2冊の中の概要版の中に、プロジェクトを構成する取り組みということで36項目が挙がってますね。戦略会議とこのプロジェクトの36項目との関係というのはどんな格好になるんですか。

窪集落再生室長

今、委員のほうから再生プロジェクトの概要版の中に36のプロジェクトを挙げておるといふふうなことでお話をいただきました。委員の皆様方に以前配付させていただきました概要版がございますけれども、この中にこのプロジェクト4つの重点課題を設けておまして、安全・安心の確保であるとか、地域資源の活用、人材確保・育成、魅力発信という4つの重点的な課題を挙げて、それぞれに具体的な取り組みの手法を挙げております。これが36あるといふふうなことでございます。今、委員のほうからありました新過疎対策戦略会議の推進部会のほうの委員との関係についてのお話をいただきましたが、この具体的なプロジェクトは既に活動を始めているもの、それから今後取り組んでいくものといったものが挙がっております。この委員の方からの具体的なプロジェクトの発案がこの36の中に示されておるといふふうな関係でございます。

川端委員

もう最後にしますが、我々のこの委員会での委員の発言の内容ですね。付議事件は法改正に関する調査ということで大きくくっつてはありますけれども、何もかも、何でもここでっていうのではなさそうですね。法改正に関することといふふうなことですから、今プロジェクトチームで大体項目を36に絞ってやっておるんだけど、こういう内容について意見を言う、そんなイメージでこのたびの委員会が役割を果たせばいいんでしょうか。

藤田委員長

小休いたします。(11時26分)

藤田委員長

再開いたします。(11時28分)

川端委員

法改正が迫っているということで、非常に重要な委員会ということがよくわかりましたが、ぜひこの県議会の意向をしっかり反映していただきたいということを要望して終わります。

来代委員

今から3年間は過疎法はあるわけです。そして、この過疎法の中で、過疎法をやめろという勢力に対して、過疎法をどういふふうに、本当に地域住民のためにやっていくかということが1つの目標になってるんですよ。だから、これをいかに充実してやっていくためには、どういふことかといえば、知事がいつもおっしゃっておる過疎債というのを市町村だけできるのではなく、県知事の独断、判断で過疎債をどのように地域住民に使えるか、あるいは医療保険についても今、後期高齢者ありますわね。しかし、これを廃止するかどうかは国でやっています。しかし、過疎の地域においては後期高齢者ばかりで、これが過疎地から限界集落、消滅集落へと走りかけたときにどこでストップをかけるか。そのためには地域住民、後期高齢者に残ってもらうために、この後期高齢者の医療保険がどうあるべきか。そしてさらには、きのうも神山か石井に来てたらしいけど、いわゆる買い物難民に対して、国、県が補助をして、その買い物バスを充実して、移動スーパーをJAにやっても

らうのか、NPO法人に組んでもらって、その買い物バスをつくって充実させるのか。

そういったもろもろのことをこれから3年の間に見直してもらわないと、今のままでいくと、もうあってもなくてもいいじゃないかということで過疎法は終わってしまう。充実することによって、あと3年は、公明党さんが言ってくれる恒久法にしてくれるのか、あるいは10年の時限立法にしてくれるのか、それは今後の目的やけども、我々としては少なくとも徳島県はほとんど過疎地になっていってるんやから、もう徳島市やって過疎に近づいてきよるわけですから、ここで我々が踏ん張って、地域を守るためにどうあるべきかということはこの議論の中できちんとやらないと、石井総局長、前を向いていかんの。

だから、もう一回これはやり直して、議会の代表もあれば土木の代表も要る。あるいは商売人の代表も要るし、身体障害者の代表も要るんで、各代表を絞った上での委員の選定と、そして同時に県議会と市町村長さんが直に話し合える会の設定、前はやりましたよ、平成11年、12年は。そういった意見を交換しながら、より立派なものをつくっていくという、石井総局長さん、努力が必要なんじゃないんですか。

石井地域振興総局長

私も今、来代委員さんから御意見をいただいた、基本的には同じ思いであります。徳島県民の1人として、この過疎対策というふうなものに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。それについて今、来代委員のほうからいろいろ賜りました分につきましては、今後、新過疎対策戦略会議、それから県議会等でも十分御議論いただきながら、進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

来代委員

基本的じゃないんだよ、全部そうなんだよ。それから、この中にNPOとかいろんな団体によっても大分違うわな。ほな、県の人が、あなた1人が聞いて、その意見を集約できるんで。事務局の中に各部の代表、少なくともここにおられる部長さんは入ってもらわなかったら、皆さんの言う意見は、石井総局長あなた1人には任せられせんよ。だから、もう一回初めから、この委員は委員でいいから、きちんと見直したものをつくっていく。そういう答弁が要るんですよ。

石井地域振興総局長

県の庁内あるいは市町村も含めましてでございますけれども、市町村の担当部局につきましては、そういった方々に集まっていたいただいて意見をお伺いする場というふうなものは、あわせてつくってまいりたいというふうに考えております。そういった中で、県、市町村のそれぞれの取り組みということについて意見を集約してまいりたい。

それから、NPO法人等につきましては、委員のほうから御指摘いただいているのは、この集落再生部会についてだというふうに思いますけれども、これにつきましては地域でまさにその地域のために頑張っていられる方、そういうグループの代表の方に御出席していただいて、具体的なプロジェクトを進める中で、さまざまな課題ということもあろうかというふうなことで、こういう部会を設置いたしまして、プロジェクトを進めるに当たってのさまざまな課題といったものについても御意見をいただくということで、この部会を設置いたしておる

ところでございますので、県民の皆様のさまざまな御意見を伺いながらということで、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

来代委員

それなら、過疎債とか買い物難民に対するバスとか、こういったものはどこで議論するんですか。

石井地域振興総局長

具体的には、先ほど申し上げましたように、この再生部会の中でもそういう買い物対策とかに実際に取り組んでおられる団体もいらっしゃいます。そうした方の今現在、実施している状況でございますとか、また課題ということについて御意見をいただく。それを制度としてどういうふうに、例えば委員のほうからありました過疎債とか、そういった関係でどういうふうに支援していくのかというふうなことにつきましては、この戦略会議のほうに御報告いただく中で検討していくということで、進めていきたいというふうに思っております。

来代委員

これ何ぼやったって、このままでは議論が前に向いていかんと思う。だから、これはこれでいいじゃないですか。だから、この中にあと足りない人をどういうふうに補充するとか、あるいはもっと相談するところをどうすればいいとか、これはこれでいいから、これを基本にして、もう一回さらに充実するような委員の選定、そしてこれから過疎法に対してどう取り組んでいくかについて見直しを行うと。過疎法でも1年で見直し。6年あるもんでも、1年1年見直ししてるんですよ。だから、初めてできたものだから全部完備せえとは言いませんので、これをもう一回いろんな意見を聞きながら見直しということではいかがですか。

石井地域振興総局長

来代委員さんの御提言も含めまして、新過疎対策戦略会議の検討のあり方等について見直し、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

黒川委員

岡本副委員長さんが私に物を言えというようなサインがあったわけではありますが、実は私も過疎法の6年間の制定のときに、当時の原口総務大臣のところへ来代委員さんや知事や岡本さんと一緒に行って話をするというので、渡辺周副大臣のところへ行って、いろいろ話をし、結局6年延長というのが実現したと。当時の原口総務大臣であります。今、そんな整理をされてましたが、全くゼロか10年かやけど、それを6年という中間をとったということをイメージできたわけではありますが、6年の中で3年のうちに見直しをせないかんという問題がありまして、それで、これも言うていいんかどうかわからんけど、ことしの3月に当時の議長さんのところへ私が行って、過疎を何とかして委員会をつくらないかんという談判をさせていただいたときに、岡本議長さんが私もそう思っとるんじゃというお話もあったことは事実でありますので、消すわけにはいきませんが、そんなこともありました。

そんな中で、私も来代会長さんも過疎の中におる人間で、特に東西祖谷とかいうところで、人口が急激に

減少するというよりは、西祖谷とか東祖谷とか年間に1人か2人ずつしか子供が生まれんぐらいになっとるんですね。それほど厳しい環境にあるというのが私のところのエリアであります。それがそれ以外の杉本先生のところもそんな状況でありまして、このままいけば本当に、子供は宝であるということを言いますが、もう一つの観点で私の先輩の尊敬する人が人的資源っていうお話をしました。資源っていうのは大概、山とかお金があるとか地下埋蔵物があるとかいうのが資源だろうけど、人間が資源であるという、人的資源という言葉が私が小学校ぐらいのときに教わりました。

そして今、その人的資源がどんどんどんどん枯渇して行って、全国の状況や県内の状況や県内のほんまに合併しても人口がどんどん減っていく状況、まさに人的資源が枯渇したということだろうと思いますが、そうした意味では、6年延長になったけれども3年で見直し、これは知事も来代委員も言えるけど、県として過疎債の発行をどうするかっていうのが一番大きな問題ですね。前はそれができなかったんです。今回はそのところを県が過疎債をどう発行するか、できるようにするかということによって、先ほど市町村がこの事業をやるんだというけれども、県もそこに大なたを振るうことができるということになりますね。大きくは私はそのところからいろんな事業が展開できて、過疎対策ができるんだろうと思ってます。

それから小さい問題については議論して、それこそ買い物難民の問題であるとか、葬式が挙げられんぐらいに集落はもう限界集落どころか消滅集落になっていってるわけですから、こういったもろもろの問題で真剣に来年の5月っていう話だけど、県議会として過疎問題をしっかりやる。それが少子高齢化の問題につながるということでありまして、そこで過疎・人権というところへ設置されたというのが意味があるわけでありまして、きょう川端委員さんが皮切りに整理されて、そして若干の修正っていうんか大きな修正かもしれませんが、よくわかるようにされました。私も聞きながら、ちょっと違うんじゃないかというお話ししながらですが、この1年間しっかり4回の議会でそういった議論を展開することが、我々過疎・人権の委員会の任務だろうと思います。過去のことも考えながら、この対策をぜひ県の理事者はやってほしいなということを申し上げておきます。終わります。答弁は要りません。

岡田委員

1つ質問なんですけど、一番最初の説明のときに、13市町村というふうにおっしゃってましたが、14市町村ですよね。

窪集落再生室長

岡田委員のほうから市町村数についてのお話をいただきましたけれども、過疎法に基づく現在の過疎地域の指定につきましては、13の市町村になっております。戦略会議のほうには14の市町村長の皆さんに入っただいておるんですけども、これは阿波市さんが準過疎という形で入っております。以前の法で過疎地域指定であったところで、法が10年、10年で変遷してきたというふうな御説明を申し上げましたけれども、途中で要件が変わって国の指定からは外れている、いわゆる卒業になっておるんですけども、そういったところについては準過疎というふうな形で今回お入りいただいて、1足して14というふうなことでございます。

岡田委員

先ほど来、ずっと説明を聞いておりますと、理事者側も私たちの委員会のほうも、ずっと過疎に対して取り組みを進められてきた議員の皆さんもいらっしゃいますが、私も含めて新しい、経過を知らずにこの場に来ている方も多分、理事者の中にもいらっしゃるのではないかと思います。それで、やはり何事も先人の方が闘ってきて得たという経緯を知らずして今ここで議論するっていうのは非常に問題点があるし、先ほど来ずっと議論されておりました方向性が若干ずれているんじゃないかとか、それぞれの皆さんの思いがずれているんじゃないかということで、それでこの委員会には過疎議員連盟の会長さんの来代先生もいらっしゃいますし、またそれぞれ先頭を切ってこられた先生方もいらっしゃいますので、委員長、ぜひ付託までに一度勉強会なりをしていただいて、過疎について今までの経緯と今後の展望っていうのを委員会を挙げて招集していただいて、議員と理事者の皆さんとのもう少しすり合わせといたしますか、過去の経緯を知らずしてこれからの未来を語れないと思いますので、どうでしょうか。

藤田委員長

わかりました。それはぜひ検討したいと思いますので。

小休します。(11時44分)

藤田委員長

再開いたします。(11時45分)

岡田委員

では、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点は、質問が変わるんですけども、先ほど障害者の方の雇用推進ということで、県のほうが主になって取り組んでいきますっていうような施策が出てるんですけど、現状、県のほうの障害者の採用率、そしてその目標数値等が挙げられてましたら、お願いします。

新居労働雇用課長

県のほうの現状の雇用率の関係ということでございます。これにつきまして県内の民間企業につきましては、23年6月1日現在の数値になりますけれども、1.67%ということになっております。県の知事部局のほうにつきましては、法定雇用率が2.1%に対しまして2.15%というような、雇用率を達成しておるような状況になっております。以上です。

岡田委員

知事部局のみならず、ここは教育委員会もいますので教育委員会はいかがですか。

松山教職員課長

平成 23 年度の数字でございますけれども、本県教育委員会の雇用状況につきましては雇用率で 1.88% ということで、その前の年度に比べて 0.12% ふえております。

岡田委員

全国平均的には雇用がされているということですが、非常に経済状況が厳しい中、なかなか皆さん就職が困難でありますし、また今年度は特に徳島県はみなと高等学園もできましたので、いろいろ障害者の子供たちに対しての就労支援っていう部分も取り組んでいかれるということもありますので、ぜひみずから率先して障害者の方を採用するという部分の強い決意のもとに今年度ぜひ取り組んでいただきたいと思います。事前ですので要望とさせていただきます。以上です。

藤田委員長

午食のために委員会を休憩いたします。(11 時 48 分)

藤田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13 時 05 分)

質疑をどうぞ。

長尾委員

午前中は大変、この新しい過疎という名前がついた特別委員会になった経過、理由が熱っぽく語られまして、私どものほうも党としては恒久法というようなことをうちの石田祝稔代議士が党の中心となってやっておりますし、自民党さんのほうは山口俊一代議士が頑張っておられるようでありまして、ぜひ徳島からまた力を合わせて、この法律についてよりよい法律になるように、地方徳島県からもしっかり声を上げていくべきだと私も心から賛成するところでございます。

それで、きょうは事前委員会でありますので、私も 1 点だけお聞きしておきたいと思います。それは、先日 9 日に厚生労働省が発表いたしました生活保護の数が集計が始まった 1951 年以降、過去最多の 205 万人という大変多くの生活保護を受給されている方となった。一番少なかったときが 88 万 2,000 人ということでもありますので、いかにこの 88 万と 205 万という数の深刻さというのがわかるのではないかと思うわけでもあります。この理由としては、景気の悪化とか雇用の非正規化とか高齢化とかいった問題がありまして、特に 2008 年のリーマンショック以降、これが引き金となって急増しておるというような説明がございます。そこで、国とか自治体の支援のあり方が今後問われていくということでもあります。そこでお聞きいたしますが、この厚生労働省の調査で集計以来過去最多の 205 万人という数字であります。まず、本県の現時点での直近の生活保護受給者数が何人なのか、過去本県で最高は何人だったのか、また最低は何人だったのかを教えてください。

大西地域福祉課長

生活保護に関する質問をいただきました。今直近の県内の生活保護の受給者でございますが、平成 24 年 3 月の数字で申し上げますと、県内で 1 万 4,950 人の方が受給されております。それと、生活保護制度が昭和 25 年に制定されて、それ以降の過去最高の人員という御質問でございましたが、これは発足した翌年の昭和 26 年に 3 万 4,997 人の方が受給されていたと。逆に県内で一番少なかった年は平成 10 年、いずれも年度平均でございますけども、8,844 人という状況でございます。

長尾委員

国のほうでは今が最高で 205 万人ということでございますが、今の御報告だと現時点では 1 万 4,950 人、過去最多のときが昭和 26 年、3 万 4,997 人、少ないときが 8,844 人ということで、国と県のこの時期の差というのがちょっと特徴があると思うんですが、この昭和 26 年が今の 2 倍以上もあるわけです。この辺の理由というのはどのように見てるんですか。

大西地域福祉課長

全体的な傾向といたしましては、全国も県内も過去高い受給者からどんどん落ちてきて、また平成 9 年、10 年を底に増加しているという全体の傾向は国も県も同じ状況でございます。ちなみに国も昭和 26 年のときには 204 万 6,000 人ということございました。やはり県内で戦後の混乱というか、生活保護制度ができて以降、生活困窮者がたくさんいて、生活保護受給者が多かったということで、景気にもやはり左右されるということで、このところまた増加傾向にあるというふうな傾向は全国も県内も同じ状況というふうに認識しております。

長尾委員

なかなかちょっとよくわからないところがありますが、それはそれとしまして、徳島県は 1 万 4,950 人という、人口が 80 万人を切ってる中でけっこう高いんじゃないかと思うんですが、都道府県別の生活保護受給者数の受給率においては、47 都道府県で本県はどのくらいの位置にいるんですか。

大西地域福祉課長

全国的に比較するものとしまして、人口 1,000 人当たりに対して何人の方がいるかというパーミルで表す数字の比較で申しますと、徳島県は平成 23 年 12 月時点での数字ですけども、1,000 人当たり徳島県が 19.0 で、全国では 10 番目に高い数字というふうになっております。

長尾委員

あんまりいい数字ではないわけでありまして、そういう中で自治体の支援のあり方が今後問われるということでもありますけれども、それで過疎地域ということが午前中から議論になってるんですが、この生活保護受給の実態として、都市部と過疎地域という面でいけば何か特徴はありますか。

大西地域福祉課長

都市部とそれ以外、山間地域との特徴ということで、明らかなものというのは特にはないのですが、やはり徳島市とか鳴門市といった市内のほうの受給者の増加傾向が、郡部のほうに比べて多いというのが最近は出ております。

長尾委員

過疎地と都市部で、どちらかといえば都市部が多いというようなお話なんですが、生活保護を受けるのは高齢者の方もいれば、若くて働ける就労能力があるけれども仕事がないという人もいるだろうし、その辺の内訳というのはどうなってるんですか。

大西地域福祉課長

ことし3月の時点での世帯類型別ということで説明させていただきますと、高齢者の方と未成年の方で構成される、あるいは高齢者の方のみというふうな高齢者世帯が全体の44.3%を占めております。それから、傷病・障害者世帯が37.4%、母子世帯が5.9%、働ける稼働年齢層を含むその他世帯が12.4%という構成になっております。

長尾委員

そこで、最近話題になっている芸能人なんかで本人は収入がたくさんありながら、親御さんが生活保護を受けておたというふうなことが大変マスコミでも報道され、いわゆる不正受給という表現になってるわけですが、この不正受給について県内の現状、毎年どれぐらい不正受給が発覚、発見されておるのか、またわかった主な理由がどういうものがあるのかを教えてください。

大西地域福祉課長

不正受給の県内の状況についてお答えいたします。平成22年度までの数値が私どもで把握している最新のものですが、平成22年度で約300件、金額にいたしますと約1億5,000万円。その前の21年度は約220件で約1億円です。その前の20年度が230件で約1億円といった不正受給が発覚しております。

長尾委員

22年度が300件という大変多い数でございますけれども、当然対象になる方はきちっと手当てをせねばならぬと思うんですが、今後こういう不正受給に対してどういう形でやっていくか、どういうふうにして発見していくのかを言ってもらえる。

大西地域福祉課長

不正受給の内容でございますけれども、働いて収入を得ているにもかかわらず、申告をしなかったというふうなもの、あと多いのが年金を遡及して受給していたのに、これを福祉事務所のほうに申告していなかったというあたりの内容が多くございます。そのほかには交通事故の補償金であったり、世帯員が増減している

のに申告がなかったということで、そういった保護者のほうからの申告義務があるにもかかわらず、申告がされてなくて、後で発覚したということが多くございます。それと福祉事務所においては受給者から収入申告をいただくんですが、それと市町村での課税状況を突合いたしまして、合わない分について不正が発覚するというケースが多くございます。

長尾委員

生活保護が大変ふえている中で、どうしても傷病とか難しいことは別にしても、就労能力があるにもかかわらず、できていない方もおられるわけで、そこらあたりを自立支援策というのが非常に大事になってくると思うんです。そこで、県としては自立支援策でこれというものがあれば1つ、2つ教えてもらいたい。

大西地域福祉課長

今、委員からお話もございましたように、この生活保護の趣旨というのは生活に困窮している方への経済給付というのがございますが、もう一つは自立の助長ということも施策の柱になっております。それで県、市の福祉事務所におきましては、その世帯にいかに自立していただくか、そのための支援をやっていくということで取り組みを進めておりまして、その1つで例えば就労支援についてでございますけども、今県内で11の福祉事務所がございますが、ケースワーカーがケース訪問して、いろんな制度の説明とかハローワークとの連携の中で就労支援をしているわけですけども、それに加えて23年度には全福祉事務所にハローワークのOBの方とかによる就労支援員という方を配置いたしまして、就労支援員と同行訪問する中で少しでも就労に結びつき、自立につなげていきたいということで、いろんな支援を行っております。

それともう一つは、県内の福祉事務所でもこれまで就労支援に関しては具体的に成功事例というのがございますので、それを全福祉事務所が持ち寄って、成功事例とかを踏まえた就労支援のプログラムをこの秋までには県内の独自のものとして策定したいというふうなことで、今作業を進めているというふうな状況がございます。

長尾委員

ぜひこの秋までにそういった就労支援員による自立支援に力を入れてやってもらいたいと思います。あわせて私本会議で一度取り上げたんですが、生活保護世帯の子弟は、ある大学教授の調査によると、また生活保護世帯に戻る、いわゆる貧困の連鎖というとても大きな問題だという中で、埼玉県が生活保護世帯の中学生に対して無料で支援をすることを取り上げて、本県でもそうした貧困の連鎖を防ぐために何らかの支援ができないかといったことを本会議で取り上げたことがあるわけでありまして、そのことについて本県として、もしその後の取り組みということがあれば、御紹介いただきたい。

大西地域福祉課長

今、委員からお話ございましたように、生活保護を受けている世帯の子供さんが大人になってまた再び生活保護を受給するというような貧困の連鎖を防止することが、県としても非常に重要なことというふうに認識しております。それで、昨年夏に生活保護を受けている家庭の中学3年生の子供さんを持つ保護者

の方にアンケート調査を実施しまして、高校進学に当たってどういった支援を望むかっていうふうなことを中心に調査をいたしました。その中では、複数回答だったんですけれども、7割以上の方が高校進学に関して資金面での支援を中心にいろんな情報がとにかく欲しいというふうな回答がございました。

それを受けて、本県ではこれも11福祉事務所の方と検討を重ね、ことしの3月に高校進学等支援プログラムっていうものを策定いたしました。その中では、保護者の方直接、それと子供さん用ということで、2種類で生活保護制度の中でもこういった支援がある、またほかにもこういった支援があるっていうふうなわかりやすいしおりを配布いたしまして、高校進学につながっていくための手だてとしてプログラム策定に基づく支援に今取り組んでいるところでございます。以上です。

長尾委員

ぜひこういった面で取り組みを進めてもらいたいんですが、このことについては、教育委員会というのは何らかのかみ方というか支援の意志というのはないのでしょうか。

前田学校政策課長

今、委員御指摘がございました教育委員会との連携でございますけれども、実は昨日、文教厚生委員会の事前の御審議の中でも、高知県のほうでチャレンジ塾という学習支援を行っているというお話がございました。これはまさにおっしゃるように、生活保護世帯の中学1年生から3年生までの学習の場を設けて支援しようという仕組みでございますけれども、県教育委員会といたしましてもこの高知県のような、いわゆる学習支援員を教員OBの先生方でございますとかあるいは大学生という方に御協力いただいて、貧困の連鎖をなくすためには学習の支援という観点も必要かと思っており、大変重要なことと思っておりますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

長尾委員

ぜひ教育委員会もこうした生活保護世帯の貧困の連鎖を防ぐために、県を挙げて取り組んでいただきたいということをきょうは要望して終わります。

古田委員

今議会の説明資料の中でも、子どもはぐくみ医療助成費ということで、子供の医療費の助成を小学校卒業まで延ばしていただけるというふうなことで、6,800万円の予算がつけられております。私たちもずっと長年求めてきたところですので、徳島県で少子化がどんどん進む中で、子育て支援の1つとして充実させていただいたというふうなことでは大変感謝しております。いつも知事はこの医療費無料化の件では全国トップクラスだというふうなおっしゃいます。そのとおり小学校卒業まで拡充している都道府県というのはそうないわけではありますけれども、今、全国での都道府県単位でのこの支援は、どのようになっているかを教えていただけたらと思います。

鎌村健康増進課長

ただいま委員より御質問のありましたこの乳幼児等はぐくみ医療費助成制度につきましての全国順位ということでございます。この全国順位につきましては、本年4月1日現在で本県のほうで実施しました調査によりますと、本県がこのたび実施予定でお願いしております10月1日時点におきましてでございますけれども、福島県のほうで18歳以下までということと予定されております。そのほかにつきましては、東京都、群馬県、鳥取県が中学校修了までということとございまして、兵庫県が通院が小学校修了まで、入院が中学校修了までということとございまして、この5都県に次ぎまして全国6位タイとなる見込みとなっておりますのでございます。

古田委員

私はホームページでことしの1月12日現在の分で調べたんですけれども、入院について、通院はまだですけれども、入院は中学校卒業までというふうなところが大分ふえているように思うんです。小学校卒業までと中学校卒業までの間というのは、中学校になりましたら病気も減って小学校の高学年から中学校というのは、そんなにたくさんのお金も要らず、少なくて拡充できるんじゃないかというふうに思うんですけれども、入院することになりましたらたくさんのお金がかかるわけで、そのところは全国では大分進んでおりますので徳島県でもできる。お考えいただきたいというふうに思うんですけれども、今回は小学校卒業までというふうなことで予算を組んでくれていますので、さらにということになりましたら大変だというふうに言われるかもわかりませんが、今本当に少子化の進んでいる徳島県ですので、さらに拡充するという意味でも、全国におくれをとらないという意味でも、ぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、どのくらいあればできるのでしょうか。

鎌村健康増進課長

このたびの予算の計上に当たりましては、6,800万円ということと計上させていただいております。これにつきましては、小学校の高学年3学年の1学年当たりの平均というところが6,800万円ということと試算しておる数字でございます。このたび補正予算におきましては、10月でございますのでレセプト等の請求の関係上4カ月分ということとございますので、3学年分でございますが1年間の3分の1の期間ということと、ちょうど1学年分に当たります6,800万円ということと計上させていただいております。

これは推定でございますけれども、高学年になりますと、古田委員さんがおっしゃいましたように医療費というのは少しずつ受療率、実際にかかる率も下がってまいりますので、少しはそれ以上には下がってくるものと思われましても、具体的な数字は申しわけございませんけれども、ただいま持ち合わせておりませんので、また検討させていただきたいと思っております。

古田委員

群馬県などでは中学校卒業までと入院も通院も。そして自己負担分、徳島県の場合だったら月600円要るわけですが、いろいろな高いところによって600円はなくてもいいわけで、そういう自己負担分なしで、そして現物給付というふうなことで、大変充実させているんですね。入院の食事代も応援するというので、こう

いった進んだ取り組みをしている県もありますので、ぜひさらにトップクラスという名にふさわしく徳島県も充実させていただきたいというふうに思います。

この点はここでしておきまして、次に介護保険の件でお伺いしたいと思います。この補正予算の中でも、介護保険対策費とか介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金とかいろいろ整備のための予算なども組み込まれておりますけれども、今年度ちょうど介護保険は3年ごとの見直しで介護保険料が決まりました。その状況というのがどうなっているか。徳島県の場合、全国的なものと比べてどのような状況なのかお伺いできたらと思います。

志田長寿保険課長

介護保険の保険料についてのお尋ねだと思いますけれども、介護保険の制度が平成12年度から始まりまして、本年度で13年度目となるわけでございますけれども、今年度の平成24年度から26年度の3年間、その第5期の徳島県におけます保険料の金額が月額で1人当たり5,282円となっております。全国平均が4,972円という状況でございます、順位でいいますと高いほうから数えて16番目という状況でございます。

古田委員

この介護保険に対しては県のほうからもさまざまな支援をしていると思うんですけれども、小松島市の場合は今回の改定で市のほうから繰り入れをして10.3%引き下げたんですね。それから松茂町の場合は少ないですけれども、1.9%引き下げるといふようなことです。全体としては徳島県の場合8.8%の増といふようなことで高齢者の方に大変な負担を押しつけているわけですが、県としてはどういふふうに努力をされて、前回の第4次改定のときには全国的にも青森、沖縄に次いで3番目に高かったといふようなことで大変高かったわけですが、今回16番目といふようなことで、全国的には少し高いほうから下がったわけですが、県として引き下げのためにどういふような努力をされているのか。もし県独自にさらに次の改定に向けて、引き下げのためにできることといふのはないかといふようなことをお尋ねしたいと思います。

志田長寿保険課長

介護保険料についてのお尋ねでございますけれども、第4期、21年度から23年度までの3年間の保険料と今回を比べますと、委員からお話ございましたように、前回は1人当たり4,854円で全国で高いほうから3番目の状況であったわけでございますけれども、今回はそれが16番目という状況になっているということで、これについては県と保険者である市町村のほうと連携しまして、それぞれ県の介護保険事業支援計画、市町村のそれぞれの介護事業の計画というので連携をとりながら、適切なサービス給付の水準を考えながら、例えば施設整備について一定のところまで推移させるとかというような努力をしてきた結果、数字的には全国の高いほうから16番目という状況にまでなってきたと。過去ずっと2番目、2番目、3番目というような状況であったものが今回は2けたのところまで来たということで、県、市町村の努力の結果がそういうところに1つはあらわれているのではないかと考えております。

また、もう一つ今回の保険料の設定について特徴的なことを申し上げますと、これは2月の委員会でも御議論があったところでございますけれども、本県独自というわけではないんですけれども、この介護保険に

関しては財政安定化基金というものが国、県、市町村3分の1ずつの負担で積み立てられております。この基金については本来的には、介護保険の会計がサービス給付が予想以上に大きくなったとか、あるいは保険料収入が思うように入らなかったとかいうときの収支差を埋めるものではあるんですが、この第5期の保険料の設定に当たっては保険料の軽減のために使ってもいいというような状況が生まれまして、その中で3億7,500万円、保険料軽減に充てるための取り崩しというのを行いまして、それで月額1人当たり53円ではございますけれども、この3年間1人平均月額53円の保険料の軽減にこの基金を役立てたということでございます。

古田委員

県独自の引き下げのための支出ということもぜひお考えいただきたいというふうに思うんですが、それと4月から介護保険の中身も改定がありました。生活援助サービスの時間が3月までは60分程度というのと90分程度というのが2つあったわけですが、それをこの4月からは20から45分程度と60分から70分程度というふうなことで、1時間だった人が最高でも45分に減らされた。それから90分の方は70分というふうなことでサービスするヘルパーさんのほうも大変大急ぎでやらなくてははいけないと。受ける側の人も十分な話もできない。とにかく洗濯からいろんな食事の世話から買い物からというふうなことで、本当に切り刻んでサービス提供に当たられているというふうな事例が幾つも言われているんですけれども、こうしたことに対して県はちゃんと調査をされているのか。

それともう一つ、24時間介護ということで夜間でも見回りができるようにしようというふうなことが言われているわけですが、その取り組み状況はいかがでしょうか。

志田長寿保険課長

まず、訪問介護サービスの関係の御質問でございますけれども、このたびの介護保険の介護報酬の改正に当たって平均1.2%の増額っていうのが金額的にはされておりますけれども、その中で委員のお話ありました訪問介護の生活援助の関係の時間とかあるいは報酬の単価の区分の改正というのも行われておまして、確かに今まで60分未満であるか60分以上であるかというところの設定が、20分以上45分未満と45分以上ということに分かれておまして、これは生活援助につきましては主なサービスの内容が掃除と調理ということで、このあたり国のほうの分科会とかで、どのあたりの時間が適当なのかというのを調査したところ、平均30分から40分ぐらいの時間でサービスの提供が実態としてなされているということを踏まえて、今回45分のところで1つ線を引くということになっております。

確かに制度が変わったばかりですので、その辺事業所にとって戸惑いとかいうこともあろうかと思えます。ただ、よりきめ細かい時間設定になったということで、時間は減ってもその分回数をふやすようなこともできるということもありますので、このあたり実際の事業所のほうでサービスを提供する上で、どういうふうな問題が出てきているのかとかいうことを今後十分実地指導とかいうことも、実地指導というのは運営基準とか人員配置のチェックで、訪問介護サービスであると基本的に3年に1回ずつは実地指導を行うというようなこともやっておりますので、そういう中でもサービスの実態というのを聞くようにしていきたいと思っております。

それともう一点、24時間のサービスの件でございますけれども、このたびの改正の中で24時間の訪問介

護なりあるいは緊急の通報を受けて訪問なりというのは、介護訪問と看護のほうも含めたような形でサービスを提供するというのが今回の制度の中に入ってきております。それで、今年度から3年間の中で今のところは吉野川市のほうがこのサービスの提供を検討していくということで今、県下でこのサービスを導入している市町村はございませんけれども、まずは吉野川市のほうが今サービスの導入に向けまして検討を進めているという状況でございます。

古田委員

この介護の改定が本当にサービス提供の事業者や受ける側にとっていい改定であったのか、それは先ほど45分を境にというお話で回数をふやすことができるんだというふうなことをおっしゃったけども、それは利用料が要るわけで、受ける側にとってはたくさんの負担をしなくてははいけない。それからその減った分を15分500円でましようかやいうて、余分に自己負担をもらって提供するという事業所もあるわけで、結局利用する側にとっては大変な負担増となっているわけですから、そういった実態もぜひ県としてつかんでいただいて対応していただきたいというふうに思います。

次に、後期高齢者医療も2年ごとの改定でちょうど今年度が改定の時期であったということで、保険料が大変高くなりました。徳島県の増加率も含めてどのようになっているでしょうか、お伺いしたいと思います。

志田長寿保険課長

後期高齢者医療制度の保険料についてのお尋ねでございますけれども、お話ありましたように後期高齢者医療制度につきましては、この24年度、25年度が第3期目になるわけでございますけれども、この24、25年度の2カ年の保険料というものが1人当たり月額で4,485円ということになっておりまして、前回の22年、23年度の3,969円と比べますと伸び率は13%ということで、これは全国で一番高い伸びとなっておりますけれども、ただ、4,485円という数字を全国平均と比べますと全国平均は5,561円でございます、全国の高いほうから言いますと29番目という状況になっております。

古田委員

この場合も剰余金や基金などを取り崩して、引き下げに充ててよろしいというふうなことで、県も前回のときには大分抑えるように頑張ってくださいたわけですが、この介護保険料も後期高齢者の保険料もあわせて年金から引き去ることになりましたら、本当に高齢者の方にとっては大変な負担になっているわけです。国民年金の場合は5万円以下の人もたくさんおられるわけで、そこから引かれてしまいますと本当に手元に残るのはほんのわずかということで、全額国民年金をもらってもなかなか1カ月暮らしていけないような大変なわけです。こういう中で負担ができるだけ高齢者にかからないように、県としてもぜひ対策をしていただきたいと思いますけれども、そういう点はいかがでしょうか。

志田長寿保健課長

介護保険制度それから後期高齢者医療制度ともに、低所得者については保険料を軽減する制度がございます。ただ、例えば介護保険制度の保険料の制度を見ましても、住民税が非課税の方でも同居の方で課税

の方がいらっしやったら低減率が違うとか、いろいろそのあたり今後の課題もありまして、先般の国に対する政策提言の中でも、よりきめ細かな低所得者向けの保険料軽減策を創設するような提言もしておりますし、今後とも実態に着目したような提言をこれからも行ってまいりたいと考えております。

古田委員

今、後期高齢者医療制度というのが、自民党と民主党、公明党の3党で消費税増税をするために、その廃止をやめようというふうなことでいろいろ論議的になっておりますけれども、民主党政権はこの後期高齢者医療制度はうば捨て山とか言われて、高齢者に早く死ぬと言うような制度だというふうなことで批判して、参議院のほうでは廃止するというふうなことを言っていたのに、今回廃止をやめよというふうな方向でいろいろ論議をされております。

私もはこの特別な75歳以上の方を囲い込みをして、その保険料でサービスを賄っていくというこの制度自体が、やっぱりこれは払えなかった人の保険料、それから医療にかかった医療費というものをひっくり返して、高齢者が全部分け合っ出て出さないというような制度ですので、これはどんどん改定のたびごとに高くなるのは明らかなわけで、最初からすればもう何倍にもなっているわけですので、ぜひともこの制度は廃止をしてほしいという思いですと取り組んでいるんです。

県としてはこの後期高齢者医療制度の廃止に向けては、今は低所得者に対する保険料の軽減というふうなことは提言されているようではありますが、制度自体にやはり問題があるのではないかとこのように思うんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

志田長寿保健課長

委員からお話がありましたように、後期高齢者医療制度の制度そのものの話につきましては、最近の新聞報道等にもありますように国民会議的などところで今後議論していくというようなことで、県としましてはその状況を見守るということと、基本的には現時点では今の75歳以上の医療費を公費で半分賄う、40%は現役世代の負担で賄う、1割は75歳以上の方の保険料で賄うというスキームで今のところはそういう形で動いているのかなと。

今後のあり方については、新たに設置される会議とかで議論されるということになるんですけれども、やはり民主党のほうで廃止のときに出された、もとの保険に戻して都道府県単位で運営するというような案については、財源問題が欠落しているというところで、やはり新たな制度をつくるに当たっては、まず財源のところをどう整理して、制度の中でどう組み込んでいくのかということを中心にまずは考えていただきたいということで、そういうふうな認識でおるところです。

古田委員

後期高齢者医療制度それから介護保険の制度、いろいろな問題点があろうかと思っておりますので、ぜひ県民の立場に立って、県も対応していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、男女共同参画の問題ですけれども、人権の問題で男女平等とか男女共同参画のいろんな取り組みというのは本当に大事なことで、変遷があつて女性対策室から男女共同参画室、それから男女共同参画課、

それから男女参画青少年課というふうに変わってきて、今回、人権推進課の中に男女共同参画担当というのが含まれてしまったと。ところが、お願いをして県庁のロビー、それからエレベーターの中、それから部屋の案内板、こういったところは男女共同参画担当というのを書き入れてくださったんですけども、ここには、この手塚人権推進課長のところには男女共同参画担当というのは入っていないわけです。吉成さんの場合は人権・少子化対策担当とかいうことで入れられているので、ぜひこういう案内をしてくださるときには、きちんとそれも書き入れていただきたいと思うんですけども、まずここはいかがですか。

手塚人権推進課長

委員会資料のほうに男女共同参画を入れなさいということでございますけども、各課におきましては私ども以外にも課の中に担当がございまして、そこで課ができております。この資料につきましては全体の中でこういう書きぶりというのは、一定のルールでつくられておるといいますので、御理解いただければと思います。

古田委員

幾つかこういうふうに書いてるところもあるわけですから、今まで男女共同の問題を扱っていたところは課の名前に男女参画青少年課というふうなことであったわけで、それがあって初めてわかるわけですけども、これでは男女共同参画の担当がどこかということがわからないわけで、どこでもそれはきちんと書いていただきたいというふうに思います。あれだけ私たちがお願いをして、男女共同参画の担当がどこかわかりませんと、県庁の中で。変わったところなんですから、ぜひ書き入れていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

小谷保健福祉部長

男女共同参画というのが今年度私ども保健福祉部の所管になったわけでございます。今年度の事業を通じまして、男女共同参画というところを仕事を通じて各団体、県民の方に私どものほうが所管しているということを広報とかをやっていきたくて考えております。課長のほうから申しましたように議会等の資料はルールがありますので、これはこれでしっかりルールにのっとってやっていきたい。いろんな広報の部分については男女共同参画、人権推進がやっていることについては、県民向けに対しては議員の指摘も踏まえて今後対応していきたいというように考えております。

古田委員

いや、これだって同じですよ。今回、10課がなくなったんですね。課としては10消えました。それで新たに幾つか生まれたんですけども、そんなことが今回のこの事前の資料では出てきていないわけです。だから、きちんとわかるように明記すべきだと思いますよ。今後あらゆる面でいろんな広報、いろんなものに書き入れていただきたいというのをまずお願いしておきたいと思います。

それと、人権推進課のほうに男女共同参画担当が中へ入ってしまったというふうなところについて、その経緯。まだまだ男女共同参画というのは、徳島県の場合は賃金にしても低いし、男女平等もまだまだできていない。いろんな分野で大変おくられている状況であるのに、名前がわからないこの人権推進課というところに

入れてしまったというところでは、なかなか納得できないんですけれども、その点を短く御説明をいただきたいと思います。

手塚人権推進課長

県におきましては男女共同参画につきまして、県の重要課題ということで取り組んできて、一歩ずつではございますけれども、それなりの成果を上げてきたのではないかと考えておるところでございます。今、委員さんのほうから男女共同参画担当を人権推進課に入れたのはどういうことかということでございますけれども、申しわけございませんけれども、県の組織等につきましては経営戦略部のほうで担当しております、私のほうからお答えするのはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、この4月の初めにいろいろ議論がございましたので、経営戦略部のほうのコメントを参考に紹介させていただきます。

男女共同参画の実現は我が国における重要課題の1つ。本県においても取り組んできた。この3月には計画をつくって今後頑張っていく。ただ、一方では個人の人権を踏みにじって男女平等を侵害する暴力、DV、セクシャルハラスメント等、迅速かつ効果的に取り組まなければならない深刻な問題もある。このたびの組織改正がこうした課題を踏まえ、人権問題やこども女性相談センターを所管する保健福祉部において、人権推進課として新たな再編、人権尊重というより大きな視点から男女共同参画に関する施策の推進を図るよう組織再編したとのことであります。以上でございます。

古田委員

担当するところが、とのことでありますやいうて、本当に自分ものになっているかどうかと私は思いますけれども、これは事務局のほうに作成していただいたものですが、知事さんを初め、県の幹部の皆さんが、どうの方がされているかという表です。これ全体の中で200名余りの課長さんとか次長さんとかいろんな方が書かれていると思うんですけど、この中で女性が何人ぐらいおいでだと思いますか。ほんの10人を超えんのですね。この中にも、これだけたくさん県の理事者の方が座っておられますけれども、女性の方は大変少ないですよ。やっぱり男女共同参画を進める視点に立てば、もっともっとたくさん女性職員を登用していただきたいというふうに思うんですが、優秀な方もたくさんおいでますから。

それと今、こういう徳島県が人権推進課の中に入れてしまったというふうなことは、全国的にもそういう傾向があるわけですが、ただ踏みとどまって高知県なんかはちゃんと置いたわけです。しかし残念ながら、私たちに知らせてくださったのは人事が発表されて初めてわかったわけです。3月の終わりになってなんです。で、男女参画青少年課の分として私たちは2月議会で予算、それから24年度の取り組みなどを審議したわけですね。それを認めて可決されたと思うんですけど、そんな課がなくなってしまうとかそういったことは何の論議も何にも説明もないわけです。ここの事前委員会でもありませんでしたので、そういう状況というのはやっぱりおかしいと思うんですが、行政経営課が半年間もかけて考えてきたんですよというんですから、部の設置を提案するときに課やってこういうふうにやりたいというふうなことは示されて当然だと思うんですけども。そういったことでぜひ再考を願いたいと思うのと、全国的にそういう動きがあるんですけども、今47都道府県の中で男女共同参画というような課がなくなってしまった、よその中に入れてしまったところというのは調べられていますか。

手塚人権推進課長

全国のうちで23年度時点で47のうち2と承知しております。

古田委員

どこでしょうか。

手塚人権推進課長

北海道と宮城県でございます。

古田委員

北海道と宮城県とこの徳島県ですね。宮城県の場合は、共同参画社会推進課というところでされてるんですね。ですから、男女というのは入っておりませんが、共同参画社会推進課というふうなことでは、そういう視点でされていると思うんですけど、本当に男女共同参画という名前もなくしてしまっているのが北海道と徳島県というふうなことで、やっぱりこれは男女共同参画立県とくしまと知事がよく言ってるじゃないですか。そういう徳島県にするんだというふうなことを言われている割には、後退をしているのではないかというふうにいると思うんですけど、その点はどのようにお考えですか。

手塚人権推進課長

まず、2月にお認めいただきました予算につきましては、私ども人権推進課のほうにそのまま移ってきておりますので、予算につきましても後退するものでございません。それから人員体制につきましても昨年度と同じ、男女共同参画担当としましては確保しております。人員体制、組織とも体制を整えておりますので、後退するものではないと御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

元木委員

先ほど先輩委員からいろいろ議論がありまして、私も関連で言わせてほしいということで、少し時間をいただけたらと思います。

まず、先ほどの古田先生の男女共同参画についてのコメントですけれども、先生の話聞いておまして、ちょうど今、日本経済新聞の私の履歴書というところに米沢富美子さんという女性の方が自分のパーソナルヒストリーを述べられておまして、この方というのは戦前生まれで、戦争のときにお父さんを小さいときに亡くされて、苦学を重ねて京都大学を出て、外国留学とかいろいろされたんですけども、だんなさんが実は徳島県出身の方ということで私も関心を持っていて、現在は慶応大学の名誉教授という立派な方でございます。この方が女性であって苦労したと感じたことは一生のうちで1回だけで、それは大学を出たときの就職活動のときに、本当に女に生まれなければよかったと思ったということを書かれておいて、こんな年配の方がこういう思いを持っているのだなということで感銘を受けたところでございます。

徳島県というのは女性の社長率が全国ナンバーワンですとか言われておりますし、私自身も各事業所の

経営者さんなんかと話をしておりますと、もう女性しか採らない、男は要らんというようなことをよく言われて、本当に女性のそういったいろんな面での待遇というのは、ある程度本県においては向上しておるのかなという気がいたしております。女性議員が少ないとか、女性の管理職が少ないとか、女性の校長先生が少ないとか、いろいろ御意見というものはあるわけでございますけれども、逆に女性の方が実際にそういうポストを期待しておるのかとか、実際女性であってどういった面を不都合だと考えておられるのかというようなことをもっと県が中心となって拾い上げていただくことによって、本当に一部の利益集団じゃなくて女性総体の御意見とさせていただいて、それを県政に反映させるということができるとはならないかなと思っておりますので、そういった点もぜひお酌み取りいただきまして、よろしく願い申し上げます。

あと、部分過疎の話させていただきます。先ほど過疎の問題でいろいろあったわけでございますけれども、私の地元というのは旧三加茂町が過疎から外れておりまして、旧三好町が過疎地域に指定されているという地域でございます。あと本県では吉野川市がたしか旧美郷村が過疎地で、ほかは過疎から外れておるといふようなところだったと思うんですけれども、これまでのデータ等を調べていただきましたら、新たにもし旧市町村ではなくて合併後の市町村で過疎地域の指定をした場合に旧美郷村、旧三好町というのは過疎から外れてしまうということもお伺いしております、そういったことを受けて、うちの地元の町長さんも先般、県議会との意見交換会の中で部分過疎の制度を継続してほしいというような要望ですとか、私自身も前回の過疎のいろいろ議論があったときに、本会議で知事さんに過疎要件の見直しをしてほしいというようなことを提言させていただいたような経緯もございます。

私が平成19年9月の本会議でお伝えさせていただいたのは、人口要件と財政力要件だけでなく、耕作放棄地面積ですとか森林面積、あるいは一次産業比率、高齢者独居世帯の比率、さらには廃校の比率、限界集落、求人倍率、企業立地数なんかの指標も考慮に入れてはどうかというようなことを提言させていただきまして、知事さんもそれに対して、本当にもっともな意見でこれからは過疎地域全体の定義を見直していかなければならないというような答弁をいただいて、飯泉知事が先頭に立って新しい過疎法制定に向けての採択の共同アピールをされたというような状況でございます。結果としてはそういった私の提言はなかなか国のほうで通らなくて、制度としてはそのままいくというようなことで、先ほど議論があったとおりの結果になったところでございます。

要するに何が言いたいかというと、なかなか国の制度を変えるために県が何かするというのは実際問題難しいのかなと。むしろ県が考えていくべきなのは、そういった部分過疎の地域をどうするか、過疎地域に入っていないけれども限界集落をたくさん抱えている地域っていうのはありますので、そういった地域の声をどう拾い上げていくのかといったことが大事なんじゃないかなと思っているようなところでございます。

過疎対策というのはよく公共事業そのものであるというようなことも言われております。過疎債というのが過疎法の中心的な役割を果たしております、有利に公共事業を進めるために過疎債がこれまでは使われてきたというようなことで、うちの町でも旧三加茂町が9,000人で旧三好町が6,000人の人口でございますけれども、実際の公共事業費を見てみますと、旧三好町のほうが事業費としてはかなり上を行っておるといふような状況で、過疎債の威力というのはすごいというふうにご感じておるところでございます。ちょっと前置きが長くなりましたけれども、こういった部分過疎の問題について、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

窪集落再生室長

元木委員のほうから部分過疎の指定の問題について、また過疎地域以外の集落の振興についてといったことで御質問いただいたところでございます。

まず過疎の指定でございますけれども、過疎法のほうで国において市町村の地域を指定することになっております。この際の要件につきましては、法律のほうで人口の減少率、人口要件でございますけれども、それと市町村の財政力指数の基準がございまして、これに適合するところを国のほうで指定するというやり方が定められております。

今お話がございましたように旧三加茂町につきましては平成 11 年度までは過疎地域に指定されていたところでございますが、平成 12 年の過疎法の改正の折に基準が変わりまして、人口の減少要件のほうに適合しなくなったというふうなことで過疎地域の指定から外れております。その後、町村合併があって東みよし町となったわけでございますけれども、平成 22 年の改正の際に、午前中も議論がございましたように本県からも提言を行っていく中で、現行の市町村単位、ですから合併後の市町村単位にかかわらない一部過疎地域の指定を継続することについても要望して、22 年の改正後も一部過疎地域として、今委員のほうからお話がございましたように、三好町が指定が継続されるというふうなところになったところでございます。過疎法の目的のほうで考えてみますと、地域の自立促進を図ることによって福祉の向上とか地域格差の是正というふうなことが目的になってございます。それから、指定につきましては地域の実情を十分踏まえてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、集落の再生のことを御質問いただきましたけれども、集落再生プロジェクトを昨年から進めておりますけれども、集落の再生と申しますのは過疎地域に限定したという話ではなくて、まず過疎地域を対象にそういった集落の再生を図ってまいります。その成功の事例っていうのはやはり県下のほかの過疎地域以外のところでもぜひ活用していただいて活性化にというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

元木委員

ちょうど妹尾県民環境部長さんも三加茂のほうはよく御存じということで、話がしやすいということで取り上げさせていただきましたけれども、旧三加茂町というのは過疎には入っていないけれども、いわゆる限界集落、65 歳以上の高齢者が半数以上を占める集落が大体 12 あるらしいです。それで旧三好町には 13 あるというようなことで、そんなに過疎地域と比べても遜色ないほどの人口減少率というのが、特に中山間部を中心にあるというような状況でございまして、ぜひそういったところにも光が当たるような制度にさせていただきたい。長尾先生の地元の徳島市ですとか川端先生、岡田先生の鳴門市とかでもそういった限界集落というのはあると思いますので、そういった地域にも光を当てていただきたいということを要望したいと思います。

それに加えて、この人選につきましても先ほど来いろんな御意見があったわけでございますけれども、私自身は冒頭に申し上げましたとおり過疎法の本質というのは公共事業であって、今までの二、三十年を振り返ってみますと、やはり公共事業が過疎地の住民の方々の生活を支えてきたという側面というのは否めないのかなと思っております。ぜひ過疎地の公共事業に詳しい方もこういった戦略会議のメンバーにも加え

ていただきたいと思ひますし、加えてうちの地元でも中山間地の小学校が休校、廃校に迫られて山間部の学校はもうゼロになっておるわけでございまして、現在その休校地の跡地をどう活用するかということが、三好市でも同様かと思ひますけれども議論になっておりますので、そういった教育関係者ですとか休校地を實際に管理されておる方の代表者なんかも入れられれば、より中身の濃い議論ができるんじゃないかなと思ひますので、こういった点についても御配慮のほどよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

次に、ついでに先ほど乳幼児医療の話がちよつと出ておりましたので、私からも気がついた点を述べたいと思ひます。小学校6年生まで乳幼児医療費の無料化を拡充していただいたというようなことで、本当に素晴らしい取り組みを全国に先駆けて6番目ということでございまして、していただいたなとまず感謝を申し上げる次第でございます。一方において先般、徳島新聞だったかを読んでおりますと、本県の平成23年の乳児、新生児死亡数が全国ワースト1位であったというような報道をお見かけしたわけでございまして、この概要についてお教へいただけたらと思ひます。

鎌村健康増進課長

ただいま委員より乳児死亡率が全国1位であったということにつきましてのお問ひ合わせであります。平成23年度の人口動態統計の概数の発表によりますと、本県の出生後1年未満に亡くなりました乳児の出生1,000人に対する割合であります乳児死亡率というのが、このたび5.1ということで全国ワースト1位という非常に残念な結果となったわけでありまして、このたびの数値につきましては確定値ではなく概数ではございまして、公表されました乳児死亡数30人のうち主な死因といたしましては、先天性の奇形でありましてか変形及び染色体異常によるもの以外では周産期に発生した病態による死亡が多くなっているということでございまして、その主な原因といたしましては、やはり周産期に関するものが多いということから、さらに周産期医療体制を充実させていくことが重要と考えておるところでございます。

この体制につきましても御説明させていただきますと、新生児集中治療管理室、NICUというものでございまして、この整備につきましては現在徳島大学病院に9床、徳島市民病院に6床の15床でございまして、10月前後に開院予定であります県立中央病院に6床整備する予定となっております。またこの夏ごろには徳島大学病院におきまして、母体胎児集中治療管理室、通称MFICUと呼んでおりますが、こちらが3床から6床に増床、運用される予定でございまして、母子ともに安全、安心な妊娠、出産のための高度な周産期医療を提供できる体制を関係機関の皆様のお理解と御協力によりまして、さらに充実させてまいりたいと考えておるところでございます。今後でございますけれども、徳島県周産期医療協議会等におきまして、産婦人科医や小児科医の皆様、専門家の御意見を伺いまして、これら乳幼児死亡率が高い、新生児死亡率が高いというふうなことににつきましての要因の詳細な分析を行うとともに、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

元木委員

周産期に発生した病態が多いというような報告でございました。この死亡原因につきましてはさまざまな分析が加えられると思ひますので、ぜひ早急に原因分析とそれに向けての対応ということをお県としても積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。そしてまた、周産期の医療体制につきましても、私の地元の三

好病院も建てかえというようなことで現在整備を進めていただいておりますけれども、三好病院、半田病院あるいは三野病院と連携して、県西部に住んでいてもこの市内のほうと同様の周産期医療が受けられるような体制整備をぜひお願いしたいと思います。命というのは待ってられないものですので、救急医療の充実についての御配慮をお願い申し上げる次第でございます。

それとあわせて糖尿病につきましても全国ワースト1位を更新したというような報道もありまして、私が親しかった方も先週糖尿病で、1日2万歩歩いていた方なんですけれども、歩いている途中で倒れて命を落とされた方がいらっしゃったわけでございます。その方は毎週三野病院と三好病院を受診、検診で通っておりまして、カレンダーにはびっしり病院に行く日を書いていたような方で、本当に熱心に検査を受けられておられた方だけに、本当に残念な思いがしておるわけでございます。野菜の摂取率もワースト1位とかワースト1位が多いわけでございますけれども、そのいろんなワースト1位の原因というのはどこかにあって、決め手はないにしても効果的な施策というのはもっと打ち出せるんじゃないかなと思っておりますので、生活習慣の改善とあわせてそういった医療の提供の方法を新たに検討していただき、新しい糖尿病対策あるいは乳児医療の対策に取り組んでいただきたいということを要望申し上げます。

最後に、先ほど長尾先生から就労支援の話が少しございまして、就労支援プログラムを秋までにつくられるというようなお話をいただいたんで、ちょっと私も地元で要望を受けておりまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というところが徳島職業訓練支援センターというところを通して、求職者向けの支援訓練というのをやっているということをお伺いしております。この制度というのは新しい制度ということらしいんです。この制度の認定を受けて、うちの地元でもパソコン教室を開いて、地元の高齢者の方なんかを集めて、求職者向けの支援をしていただいておりますけれども、これに選ばれるための要件がありまして、就職率が100%ないとこの支援が受けられないというようなことで、大変担当の方が困っているというような話をお伺いしたわけでございます。この求職者支援訓練という制度の概要と県下の状況等について、もしおわかりでしたらお願いします。

兼松産業人材育成センター所長

今、元木委員のほうから求職者支援制度と思われる制度についての御質問がございました。この制度につきましては平成21年7月から平成23年9月までの臨時措置として緊急人材育成支援事業ということで実施しておりましたいわゆる基金訓練でございます。その後、平成23年10月1日から職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律という法律ができて、その制定を受けまして先ほど申しましたように平成23年10月1日からスタートした制度でございます。いわゆる求職者支援制度ということで雇用対策として実施されております。実施主体は先ほど委員がおっしゃいました高齢・障害・求職者雇用支援機構という国の関係の機構がやっておりますでございます。その内容としましては雇用保険を受給することができない求職者の方に対するセーフティネットとしまして求職者の就職に関する新たな訓練を設け、訓練受講中の受講支援のための給付金などによりまして、早期の就職支援を行うということになっております。詳しい就職率が云々というのは私のほうでつかんでおりませんので、また問い合わせまして御説明申し上げます。以上でございます。

元木委員

この制度を活用して、先ほど申し上げたとおり地元には若い方というのは県西部ですので少なくて高齢者の方が中心で、あと、うつ病を持っているような方もある程度は引き受けていらっしゃるということで、そういった病気を持っている方が休みながら仕事を探すというようなことにも役立っておると聞いておりますけれども、高齢者の方等が中心であれば100%というのはどうしても厳しいというようなことですので、郡部の事業所であつても事業の認定を受けやすいような制度となるよう県として何らかの御支援をいただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

藤田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月7日から9日までの3日間の日程で視察したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

また、先ほど御提案いただきました過疎法に関する勉強会も早急に検討し、実施したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早目に正副委員長まで御提案いただき、後日、委員の皆様方の御意見も踏まえた視察日程案をつくり、お示ししたいと思います。このような取り扱いでよろしいでしょうか。

杉本委員

人口がふえとる町村がいいな。飛行場と何やらと何やらやいうてお祭りみたいになって人口がふえとるんはある。ほなけど、あれっと思うようなんがないか。ひとつ研究してみてください。

藤田委員長

わかりました。

このように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

それでは、さよう決定いたします。

これをもって過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。(14時29分)